

動物実験委員会

資料-11-1	動物実験委員会名簿(平成26年度)		
	氏名	職名	専門分野
1	小笠原 一誠	理事(副学長)	(1-ア) 免疫病理学
2	小笠原 一誠	動物生命科学研究センター長	(2-ア) 免疫病理学
3	依馬 正次	動物生命科学研究センター、教授	(2-イ) 血管生物学、発生生物学
4	中村 紳一朗	動物生命科学研究センター、准教授	(2-ウ) 実験動物学、獣医病理学
5	等 誠司	教授	(1-イ) 神経生理学
6	宇田川 潤	教授	(1-イ) 発生学、解剖学
7	野崎 和彦	教授	(1-ウ) 脳神経外科学
8	安藤 朗	教授	(1-ウ) 消化器内科学
9	相見 良成	教授	(1-エ) 解剖学
10	室寺 義仁	教授	(3-ア) 哲学
11	土屋 英明	技術専門職員	(2-エ) 実験動物学、発生生物学

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 動物実験等に関して優れた見識を有する者
 - (ア) 学長が指名する理事 1名
 - (イ) 医学科基礎医学講座の教員 2名
 - (ウ) 医学科臨床医学講座の教員 2名
 - (エ) 看護学科の教員 1名
- (2) 実験動物に関して優れた識見を有する者
 - (ア) 動物生命科学研究センター長
 - (イ) 動物生命科学研究センターの教授
 - (ウ) 動物生命科学研究センターの准教授
 - (エ) 動物生命科学研究センター職員 若干名
- (3) その他学識経験を有する者
 - (ア) 動物実験に携わらない教員 若干名

資料-11-2	動物実験委員会	
1	平成28年7月20日	議題:資料-11-2-1 議事録(PDF-1)
2	平成29年2月20日	議題:資料-11-2-2 議事録(PDF-2)

資料-11-3	動物実験委員会(メール回議等)	
1	平成29年1月27日	動物実験に関する各種申請書等の改訂について
2	平成29年3月6日	外部機関に委託する動物実験の実施について

資料-11-2

資料-11-2-1 平成28年7月20日

報告事項

1. 平成26年度の動物実験計画書の審査結果について
2. 動物実験の外部検証について

協議事項

1. 自己点検評価について
 2. 規程の改正について
 3. 魚類を用いる実験計画について、線虫を用いる実験計画について
- その他

資料-11-2-2 平成29年2月20日

審議事項

1. 動物実験計画書の審査について(ヒアリング)

報告事項

1. 動物実験に関する外部検証の結果について
2. その他

動物実験委員会議事概要

日 時 平成28年7月20日(水) 13:00～13:40

場 所 管理棟3階 大会議室

出席者 小笠原委員長、依馬教授、中村准教授、宇田川教授、等教授、安藤教授、野崎教授、相見教授、土屋動物生命科学研究センター技術専門職員

欠席者 室寺教授

陪席者 中島研究協力課長、小西研究協力課長補佐、廣田研究協力課専門職員

議事に先立ち、小笠原委員長から4月1日付け新委員の土屋動物生命科学研究センター土屋技術専門職員と、5月1日付けで基礎看護学講座に着任された相見委員の紹介があり、引き続き、各委員から挨拶があった。

議 題

【 報告事項 】

1. 平成27年度動物実験計画書の審査結果等について

中村委員から、資料1-1動物実験計画審査数、資料1-2動物実験結果報告書の提出状況、資料1-3動物実験に関する教育訓練、開催回数と受講者数等、並びに資料1-4動物実験室新規設置・変更の承認状況について報告があり、各委員から特に異議はなかった。

2. 動物実験の外部検証について

小笠原委員長から、本年度、国動協による動物実験の外部検証を受けることになったことの報告があり、事務方の中島研究協力課長から、平成21年度に第1期の外部検証を受審し、今回は第2期であること、7月6日の役員懇談会で受審の承認を得たことが説明され、資料2-1に基づき、対象期間は平成26年度から27年度の2ヵ年、費用は大学で負担、スケジュールは7月末までに国動協に申請書類を提出し、訪問調査は11月から12月を予定していることについて報告があった。また、中村委員から、資料2-2及び資料2-3に基づき、環境省の「動物の愛護及び管理に関する法律」、文部科学省の「動物実験に関する基本的な考え方(基本指針)」、日本学術会議の「機関内規程のモデルとなる

ガイドライン」等により各機関ごとに機関内規程が策定されていること、並びに、自己点検・評価と外部検証は適切な動物実験が行なわれていることを担保するものであることから、今回国動協による外部検証を行うこととなった旨の補足説明があった。また、現況調査票と自己点検・評価報告書が外部検証の書類の一部であり、7月末までに国動協に提出する必要があるため、例年10月に開催している動物実験委員会を7月に開催することになった旨の説明があった。

【 協議事項 】

1. 自己点検評価について

中村委員から、資料3-1 動物実験に関する現況調査票、資料3-2 動物実験に関する自己点検・評価報告書に基づき情報公開の内容について説明があり、7月22日（金）までに意見があれば研究協力課にメールを送付いただくこととなった。

2. 規程の改正について

中村委員から、外部検証の受審に合わせて、動愛法改正に基づいて国動協から機関内規程へ落とすための雛形が示されことにより、本学の動物実験規程と動物実験委員会規程の見直しを行うことになった旨の説明があった。引き続き中島研究協力課長から、資料4-1 動物実験規程（改正案）に基づき、第5条に「学長は、本学における動物実験等の適正な実施並びに実験動物の飼養及び保管について、最高責任者として統轄するものとする。」を追記したこと、第6条に「同条第2項により承認された動物実験計画に変更の必要が生じた場合は、所定の様式による動物実験計画変更届を学長に提出し、承認を得るものとする。」を追記したこと、第17条に「実験動物の種類、習性等を考慮した飼養又は保管を行うための環境の確保を行うものとする。」を追記したこと、その他軽微な字句の修正を行ったことの説明があった。

引き続き、資料4-2 動物実験委員会規程（改正案）に基づき、第3条の委員会を「動物実験等に関して優れた見識を有する者」、「実験動物に関して優れた識見を有する者」、「その他学識経験を有する者」の三つの区分にしたことの説明があった。「見識」と「識見」の語彙は、国動協の雛形に合わせることで、規程の改正は承認された。

3. 魚類を用いる実験計画について

線虫を用いる実験計画について

中村委員から、資料5-1に基づき内科学講座からメダカを用いる実験について希望のあったことが説明された。本学の動物実験規程では、文科省指針に基づき実験動物とは、哺乳類、鳥類及びは虫類に属する動物となっており、飼養保管施設は動物生命科学センターのみとなっている。しかし「資料5-3の平成26年度日平均飼育匹数」のような

国動協の魚類の飼育数調査があったり、学術誌審査に機関内委員での審査を要求されたりという、魚類実験への機関内委員会の関与の事実がある。当該実験は、大学院論文執筆のため1年間の飼養予定、国内外での英文誌への公表を予定していることだった。

これら状況に対し、本学委員会では魚類実験に対し、部分的に監視すると判断した。一時的な実験であり、規程には含めないが、以下のような対応をすることにした。すなわち、実験計画を委員会の審査に附議すること、飼養に関して適切な飼育環境を満たすこと、飼養状況を実験委員会が確認すること、実験責任者が本人のみならず承認者である学長にまで飼養ならびに実験内容への責任が及ぶことを理解すること、を条件とした。なお委員長から中村委員へ、国内の魚類実験実施施設の状況を調査し、本学の対応に問題が無いか確認するよう指示があった。

また、中村委員から、資料5-2に基づき、線虫実験についての説明があった。文科省指針で実験動物に含まれず、論文投稿にあたっても機関内委員での審査を要求される実態が無いことから、本委員会の関与なしで実験を行えることが承認された。

4. その他

中村委員から、議事録は情報公開にも用いられる文書なので、作成後に委員による確認の後、公開資料として付されるべきとの意見があり、承認された。

以上

動物実験委員会議事録

日 時 平成29年2月20日（月） 9:00～10:20

場 所 管理棟2階 中会議室

出席者 小笠原委員長、依馬委員、中村委員、宇田川委員、等委員、相見委員、土屋委員

欠席者 安藤委員、野崎委員、室寺委員

陪席者 中島研究協力課長、小西研究協力課長補佐、今野事務員

議 題

【 審議事項 】

1. 動物実験計画書の審査について

小笠原委員長から資料1-1の動物実験計画書（受付番号16-134）について、二度の却下までの経緯、当該動物実験責任者から実験内容についてヒアリングする理由の説明があった。

動物実験責任者から実験目的と実験方法について詳細な説明の後、委員からの質問があった。主な討議として、等委員から実験の侵襲性について質問があり、動物実験責任者による臨床での経験上、ヒトでは大きな苦痛は生じてないため、動物へ応用しても問題がない旨の回答があった。中村委員からは、各手技の時間は短く軽微なものであること、また動物に生じる変化は可逆的な負荷であることを記載すれば、動物実験として妥当な侵襲の問題ない実験計画書となるのでは、と意見があった。

小笠原委員長が委員に、この実験計画について動物生命科学研究倫理委員会に諮る必要があるか、意見を求めた。審議の結果、すでにヒトの診療でも用いられる手技であり、当該委員会による審査の必要がないことが確認され、改めて動物実験計画書を動物実験委員会で審議することとなった。

【 報告事項 】

1. 動物実験に関する外部検証の結果について

中村委員から、資料2-1に基づいて平成28年11月21日に開催された動物実験に関する外部検証の訪問調査について報告があった。

訪問調査における指導に基づき、メール会議（平成29年1月17日開催）にて対応策として提案された参考1から3の書式について改めて説明があった。更に、これらの改訂に伴い審査結果の表記を統一するため資料2-3のとおり「動物実験計画書の審査結果について（回答）」の判定欄の用語を上記参考1から3と合致させた旨説明があった。小笠原委員長から、一人でも再審査と判断する委員がいれば、納得できるまで再審査すべきと考えていると回答があり、よりよい計画書になるよう委員には必要であれば遠慮なく判定して欲しいと意見があった。

最後に、参考4の動物実験承認書のコメントに基づいた修正の必要がある場合に使用する書式について説明があった。

2. その他

中村委員より、外部機関へ動物を移動させて動物実験を委託する計画書（受付番号16-143）について取り扱いを確認したいと発言があった。

国立大学法人滋賀医科大学動物実験規程第4条2には〔動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託等する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。〕（共同実験はこれに該当しない。）とある。従ってこれまで外部機関に委託する場合、動物実験委員会の有無、自己点検評価ならびに外部検証の実施実績によって、先方の動物実験が適切に行われていることを確認していた。しかし中村委員による動物実験責任者へのヒアリングで、先方機関には動物実験委員会の存在が確認できず、自己点検評価等の実施実績がなく、代替になる書類の提出を考えているため、その書面を元に委託の可否について再度、委員会の判断を仰ぎたいとの意見だった。

小笠原委員長から、先方が自己点検評価等の書類を提出できない業者であれば委託は認めるべきでないと提案があり、委員からの異論はなかった。先方からの返事が未だなので、提出後に中村委員が再度報告することとなった。